

改善報告書

大学名称 法政大学 (大学評価実施年度 2019年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

2019年度に受審した認証評価において、本学は長所として5項目、改善課題として2項目の提言が付された。

上記の結果を受けて、2020年4月に全学の内部質保証推進組織である全学質保証会議を開催し、認証評価結果を報告するとともに、改善課題のほか概評において指摘された事項についても改善・向上を図る必要があるとの認識を共有し、項目毎の担当理事及び担当部局を決定し、以後の会議において対応状況を報告していくという方向性を確認した(資料1-1、資料1-2、資料1-3)。

上記方向性の確認に先立ち、2019年度中には改善課題が付された場合の対応について点検評価企画委員会において検討し、その結果、毎年度実施している自己点検・評価において、従来より作成・提出を義務付けられていた書類(「自己点検・評価シート」「中期目標・年度目標・達成指標」)に加え、指摘を受けた学部、研究科については2020年度以降、「2019年度認証評価 指摘事項に対する改善計画(報告)書」を継続的に作成することを義務付けたうえで、大学評価委員会による評価を受けることを決定し、これらの対応については自己点検委員会および全学質保証会議でも承認を得ている(資料1-2、資料1-4、資料1-5)。

また、改善課題が付された「基準5 学生の受け入れ」のうち、大学院における定員管理の問題は、指摘を受けた研究科だけでなく、すべての研究科に内在する共通する課題でもある。そのため、全学質保証会議ではこの問題を全学的な対応課題ととらえ、改善課題の指摘を受けた研究科のみが、上記のサイクルに則り改善に向けた対応を図るだけでなく、すべての研究科が定員管理を徹底するよう、大学院担当理事及び大学評価室長が研究科長会議でその要請を行うことを決定した(資料1-6、資料1-7)。

上記のような段階を経ることにより、受審結果を受領した2020年度はじめから本学では指摘事項の改善に向けた取り組みを進めている。

<根拠資料>

資料1-1 教育を中心とした内部質保証体系図：法政大学

資料1-2 2020年度第1回全学質保証会議(通算第8回)議事録(2020年4月30日開催)

資料1-3 2020年度第1回全学質保証会議資料No.2-2(2020年4月30日開催)

資料1-4 2020年度第1回全学質保証会議資料No.3-2(2020年4月30日開催)

資料1-5 2019年度第2回自己点検委員会資料No.3-7(2020年1月23日開催)

資料1-6 2020年度第5回研究科長会議資料No.21(2020年9月17日開催)

(様式 18)

資料 1-7 2021 年度第 4 回研究科長会議資料No.13 (2021 年 7 月 8 日開催)

以上

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

なし

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	教育課程の編成・実施方針について、理工学研究科システム理工学専攻(修士課程)では教育課程の編成に関する基本的な考え方が示されておらず、デザイン工学研究科(博士後期課程)と専門職学位課程の法務研究科では、教育課程の実施に関する基本的な考え方が示されていないため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	3つのポリシーについては、すべての研究科において設定している状態であったが、教育課程の編成・実施方針における「編成」または「実施」の考え方や記述について、一部の研究科教授会において十分な検討を行わないまま公表している状態であった。
	大学評価後の改善状況	<p>2019年度第2回自己点検委員会において、理工学研究科・デザイン工学研究科・法務研究科に対して、2020年度の自己点検評価活動を実施するにあたり、「2019年度認証評価指摘事項に対する改善計画(報告)書」の提出を求めた(資料2-(2)-1-1)。加えて、2020年度第5回研究科長会議において、大学院担当常務理事より、教育課程の編成・実施方針の考え方や記述に関する説明があり、あわせて改善課題の指摘を受けた研究科に対して改善の要請が行われた(資料1-6)。これらを受け、当該研究科では以下のとおり改善が行われ、その内容について2021年度第2回大学評価委員会、2021年度第2回全学質保証会議で確認がなされた(資料2-(2)-1-2、資料2-(2)-1-3)。</p> <p>理工学研究科システム理工学専攻</p> <p>2020年度に研究科教授会において、システム理工学専攻(修士課程)の教育課程の編成・実施方針の改正を行い、公表した(資料2-(2)-1-4)。</p> <p>デザイン工学研究科</p> <p>2020年度に研究科教授会において、デザイン工学研究科(博士後期課程)の教育課程の編成・実施方針の改正を行い、公表した。なお、あわせて修士課程の</p>

		改正も行い、公表した（資料 2-(2)-1-4）。 法務研究科 2020 年度に研究科教授会において、教育課程の編成・実施方針の改正を行い、公表した（資料 2-(2)-1-5）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-(2)-1-1 2019 年度第 2 回自己点検委員会資料No.3-1（2020 年 1 月 23 日開催） ・資料 2-(2)-1-2 2021 年度第 2 回大学評価委員会資料No.2-3（2021 年 8 月 12 日開催） ・資料 2-(2)-1-3 2021 年度第 2 回全学質保証会議資料No.2（2021 年 11 月 5 日開催） ・資料 2-(2)-1-4 法政大学ホームページ（大学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）大学院 各研究科） https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/kyoiku_katei/daigaku_in/ ・資料 2-(2)-1-5 法政大学ホームページ（大学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）専門職大学院 各研究科） https://www.hosei.ac.jp/hosei/daigakugaiyo/rinen/hoshin/kyoiku_katei/senmon/
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準 5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科修士課程で 0.30、政治学研究科修士課程で 0.40 と低く、人文科学研究科博士後期課程では 2.23 と高いため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。
	大学評価時の状況	収容定員の管理の重要性は、改善課題の指摘を受けた研究科に限らず、すべての研究科教授会で十分認識するところであり、定員未充足の研究科では入試改革、広報強化、カリキュラム改革等を実施し、大学院進学者数の向上に向けた有効な施策を導入、または検討している状況であった。また、指摘を受けた

		<p>政治学研究科では、修士課程の入学定員の変更を決定している状況であった。一方、定員超過の恐れのある研究科においては、長期履修制度の導入など、解決策の実行に着手している状況であった。</p>
<p>大学評価後の改善状況</p>		<p>2019年度第2回自己点検委員会において、法学研究科・政治学研究科・人文科学研究科に対して、2020年度の自己点検評価活動を実施するにあたり、「2019年度認証評価指摘事項に対する改善計画（報告）書」の提出を求めた（資料2-(2)-1-1）。加えて、定員管理の徹底という課題は、大学評価で改善課題を指摘された研究科に限らず、すべての研究科に共通する課題であり、全学的に取り組む必要があるとの認識から、2020年度以降、毎年度、研究科長会議において、大学院担当常務理事及び大学評価室長より収容定員状況にもとづき、各研究科長に定員管理に向けた検討の要請がなされた（資料1-6、資料1-7、資料2-(2)-2-1、資料2-(2)-2-2）。これらを受け、上記3研究科では課題の改善に向けた取組が行われ、その状況の確認が大学評価委員会・全学質保証会議で引き続き行われている（資料2-(2)-2-3）。2023年5月1日現在の当該研究科の状況は、以下のとおりとなっている（資料2-(2)-2-4）。</p> <p>法学研究科修士課程</p> <p>2018年度に一般入試・外国人入試の科目数削減と、研修生併願の機会を拡大する入試改革を行い、研究科教授会として成果の検証を継続した。志願者数の大幅な増加が確認できた一方、入学者数は微増にとどまり、2023年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.35となっている。</p> <p>政治学研究科修士課程</p> <p>2018年度に研究科教授会において、2020年度より国際政治学専攻の入学定員を25名から10名に変更し、研究科全体の入学定員を35名から20名に変更することを決定した。これを受け、2023年度の収容定員に対する在籍学生数比率は0.75と改善した。</p> <p>人文科学研究科博士後期課程</p> <p>2021年度に研究科教授会において、2023年度より日本文学専攻の入学定員を2名から3名に変更し、</p>

	<p>研究科全体の入学定員を 13 名から 14 名に変更することを決定した。その結果、2023 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.93 と改善した。なお、同研究科では、2019 年度より長期履修制度による定員管理がはじまっている。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>一方で、大学院進学希望者の低迷や新型コロナウイルス感染拡大にともなう水際措置による外国人留学生の受験者数減少等の影響で、他の研究科でも定員収容状況の課題が生じている。2023 年度において定員未充足の顕著な研究科は、修士課程で国際文化研究科 (0.43)、経済学研究科 (0.28)、法学研究科 (0.35)、社会学研究科 (0.23)、博士後期課程で政治学研究科 (0.27)、情報科学研究科 (0.27) となっている。</p> <p>すでに、大学院における定員管理の徹底は、すべての研究科に共通する課題であることから、前述したとおり、毎年度、研究科長会議において、大学院担当常務理事及び大学評価室長より各研究科長に定員管理に向けた検討の要請がなされ、課題の共有が図られてきた (資料 1-6、資料 1-7、資料 2-(2)-2-1、資料 2-(2)-2-2)。そのうえで、2023 年度第 1 回研究科長会議では学生支援の向上を図り、本学大学院の魅力高めるために、若手研究者育成、社会人教育、外国人留学生への学修支援の 3 項目をさらに強化する方針を決定した (資料 2-(2)-2-5)。また、本学大学院では 2025 年度に研究科横断型学位プログラム「地域創造インスティテュート (仮称)」の開設を計画しており (資料 2-(2)-2-6)、経済学研究科教授会が定員の拠出を含め、これに参加することを決定した。加えて、2023 年度第 3 回研究科長会議において大学院担当常務理事より、定員未充足の顕著な研究科に対し、各種改革に加えて、定員の見直しも含めた検討を行うことが要請された (資料 2-(2)-2-7)。これらの取り組みを通じて、大学院における定員管理の課題を改善してゆく方針は、2023 年度第 1 回全学質保証会議において承認されている (資料 2-(2)-2-8)。</p>
--	--

「大学評価後の改善状況」の 根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-(2)-2-1 2021 年度第 5 回研究科長会議資料 No.14 (2021 年 9 月 16 日開催) ・資料 2-(2)-2-2 2022 年度第 5 回研究科長会議資料 No.5 (2022 年 9 月 15 日開催) ・資料 2-(2)-2-3 2023 年度第 1 回大学評価委員会資料 No.4-1 (2023 年 5 月 13 日開催) ・資料 2-(2)-2-4 2023 年度の学生の受け入れ状況 (大学基礎データ表 2・2023 年 5 月 1 日) ・資料 2-(2)-2-5 2023 年度第 1 回研究科長会議資料 No.6 (2023 年 4 月 6 日開催) ・資料 2-(2)-2-6 2022 年度第 9 回研究科長会議資料 No.5 (2023 年 1 月 19 日開催) ・資料 2-(2)-2-7 2023 年度第 3 回研究科長会議資料 No.7 (2023 年 6 月 8 日開催) ・資料 2-(2)-2-8 2023 年度第 1 回全学質保証会議議題書 (通算第 16 回) (2023 年 7 月 13 日開催)
< 大学基準協会使用欄 >	
検討所見	
改善状況に関する評定	5 4 3 2 1

